

夜具	三箇年一組	貳拾圓替	五六
合羽	一箇年一枚	拾貳圓替	一〇〇
仕事用下駄	一箇年十八足	參拾錢替	四五
足袋	一箇月一足	六拾錢替	六〇
通船費	上陸回数一箇年ヲ通ジ約六十回	一回壹圓 但風呂錢ヲ含ム	五〇〇
通信費	封筒及便箋ヲ含ム		九〇
煙草代	パット一日一個ノ割	七錢替	二二〇
保險金	養老保險金額壹千圓トシ十八才ニテ加入シ四十五才ニテ受取ルモノトシテ一箇年掛金參拾貳圓四拾參錢		二七〇
醫藥費	船主負擔ニ屬セザル場合即チ下船中其他一年參拾圓		二五〇
貯金	年額 六拾圓		五〇〇
小使	年額 六拾圓		五〇〇
雜費	洋服附屬品即下着靴下一式及履卷浴衣等 浴用及洗濯用石鹼 麻裏、手拭、齒磨、齒ブラシ、文房具其他		一三〇 一五〇 三五〇
合計			四二二八

説明

一、本表は獨身者の船内労働及生計に要する實費標準の調査にして尙未定稿である尤も食料は船主持ちとして此内には計上してありませぬ。

二、獨身者にして幸に十八歳より四十五歳まで一箇月の缺勤もなく満足に勤続するものと假定し本表に依る毎月五圓の貯金と貳圓七拾錢の保險掛金を完了するものとすれば四十五歳の末期に於て左の金額を手に入れる計算となる。

貯金 元利金 貳千〇〇參圓七拾錢
 保險金 壹千〇〇〇圓
 合計 金 參千〇〇參圓七拾錢

此外に相當の退職手當を貰つて之を資本として新なる陸上生活に就き得ることゝなるのである。

三、然るに獨身の儘四十五歳まで暮らすことは不自然極ることにして且此長年月皆勤することは絶対に不可能である。

普通の状態としては先づ一箇年平均十箇月勤務位が適當であらう然るときは残りの二箇月間は無給となりて其間の生活費は勤務月數十箇月の貯金五拾圓で支辨しなければならぬ處が此節陸上に於ける一箇月の宿泊料は約參拾圓二箇月に六拾圓となる此間風呂煙草代其他の小使錢を全く抜にしても尙拾圓の不足となる計算である況して保險料杯は到底思ひも寄らぬことである。

四、故に一箇年に付二箇月休業するときは實際に其生活を立てることは不可能である故に本表の標準で行くときは是が非でも一箇年に付十一箇月は勤めなければならぬことゝなる譯である而かも陸上に於ける慰安杯は夢にも見ること出來ずして辛抱しなければならぬ實に惨めな生活である。

五、本表中事業靴一足の月割金額八拾參錢と長靴の月割代金七拾五錢と合羽の壹圓合計金貳圓五拾八錢也は主と